

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年7月22日(平成28年(行個)諮問第120号)

答申日：平成28年10月26日(平成28年度(行個)答申第117号)

事件名：特定法務局が特定公証人を指導したことを本人に回答したメールの不
訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定年意見要望のうち、特定日特定法務局が特定公証人を指導したことを開示請求者に回答したメール」に記録された審査請求人に係る保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、平成28年6月10日付け○庶第189号により特定法務局長(以下「処分庁」という。)が行った不訂正決定(以下「原処分」という。)について、審査請求人が提出した保有個人情報訂正請求書のとおり訂正を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の理由及び追加資料1, 2(略)のとおり。

ア 訂正請求の理由1

公正証書遺言で指定した遺言執行者は貸金庫の記載がなくても開扉できるから。(民法)

特定A法務局長から特定日B付け電子メールで回答があり、特定法務局長の一般論(当時金融機関の判断, 根拠法令判例なし)は嘘で、特定A法務局長の一般論(司法の場で判断, 根拠: 民法, 民事訴訟法)が正しい事がわかったから。・・・資料1(略)

イ 訂正請求の理由2

相談対応票(特定番号)で特定職員が説明しているとおり、法務省本省宛て電子メール, 総務省宛て110番メールについて特定日Dに特定公証人に事情を聴いたところ, 内容を認めたので, 特定日Eに特定公証人が否定すると内容に矛盾が生じるから。

特定日 F 付けメールに対し、特定法務局は「確認できない根拠」を示すことができないから。・・・資料 2（略）

(2) 意見書

ア 遺言執行者の職務について（特定書籍の特定記事）別添資料（略）（略）

これが正解である。

特定日 A 特定公証人：この公正証書には貸金庫の記載がないので開けることができない。

特定日 C メール：遺言執行者に貸金庫開扉権限を付与する旨を遺言書に記載しておけば開けることができた。

特定日 D 特定職員：特定公証人は審査請求人の法務省宛てメールの内容を認めたので、態度を改めるよう指導した。

特定日 E 特定職員：特定公証人は、判例があり貸金庫を開扉できることに気づき、特定日 A の発言、特定日 C メールを否定し始めた。このことから、特定法務局から審査請求人宛てのメールは全て嘘です。

特定法務局からのメールは、一般論であり根拠法令、根拠判例、根拠文献などはない、と主張しているが、特定公証人以外にこの説を唱えるものがない。特定公証人の説明以外に主張を裏付けるものがない。別添資料（略）

また、特定法務局長の一般論も根拠法令、根拠判例、根拠文献がない。

ゆえに、特定 A 法務局長の「司法の場で判断されることになる」（根拠：民事訴訟法）に訂正せよ。

イ 特定日 D 公証事務打合せの時に特定公証人は、審査請求人が法務省に送信したメールの内容を認め、態度を改めるよう特定法務局（特定職員）の指導を受けている。

特定日 E に突然、特定公証人は、「遺言者と公証人が死んでいるので、当時の経緯が分からないので返金できない」の発言を否定したので当局では確認できないと主張するが、この発言が基で、審査請求人が「手数料を返してください」と言ったことを、金品を脅しとろうとする人物と誤解したとして、特定職員は特定公証人に「応接態度に改善すべきと思われたので指導した。」（別件諮問の相談対応票参照）

今回開示されたメールで、特定日 D に「応接態度について特定公証人に対し指導を行いました。」と特定日 E に「審査請求人と特定公証人の会話の詳細については当局では確認できない。」は矛盾する。審査請求人と特定公証人の会話を確認しそれを根拠に指導を行っている。既に、特定日 D に審査請求人の法務省宛メールで確認し、指

導を行っているものを、特定日Eに突如確認できなかったというのはあきらかに嘘である。

理由説明書で、回答した内容は虚偽であるが、虚偽の内容をメールで回答した事実があるので、訂正請求の対象とはならないという詭弁・へ理屈は通用しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分

審査請求人が、処分庁に対し、平成28年5月12日に本件対象保有個人情報保有個人情報訂正請求を行ったところ、処分庁は、同年6月10日事実でない認められる部分はないとして、不訂正とする処分（原処分）を行った。

2 審査請求人の主張

特定法務局が、審査請求人に対して、特定日にメールで回答した以下の2点について、審査請求人の請求のとおり訂正することを求める。

- (1) 特定法務局が審査請求人に送信した遺言執行者の貸金庫の開扉権限に関するメールの内容は嘘であるから、札幌局がした回答を審査請求人の訂正請求のとおり訂正すべきである。
- (2) 審査請求人に対する特定公証人の発言について、特定公証人が特定法務局に対して行った説明には矛盾があり、また、特定法務局は、審査請求人に対して特定公証人が行った発言内容を確認できないとする根拠を示すことができないのであるから、特定公証人の発言についての特定法務局の回答を審査請求人の訂正請求のとおり訂正すべきである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求人の質問に対する特定法務局の回答文章の全文を審査請求人の請求のとおり訂正することを求めるものであるところ、前記2(1)及び(2)で訂正対象とされる情報は、審査請求人からの質問に対し、特定法務局が評価・判断した内容を審査請求人に回答したものであり、訂正請求の対象とはならない。

仮に、訂正対象とされる情報に事実にあたる部分があるとしても、審査請求人からは、どの部分の表記について、どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でない判断し、その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の「事実でない」とする明確かつ具体的な主張や根拠の提示はないから、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しない。

この点を措くとしても、本件訂正請求の対象となっている情報は、審査請求人の質問に対して、特定法務局が回答として送信したメールそのものであり、対象情報が、特定法務局が審査請求人に対して回答した内容（事実）と異なるとは認められない。

以上のことから、不訂正とした処分庁による原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年7月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年8月16日 審査請求人から意見書及び資料を収受
- ④ 同年10月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、「特定年意見要望のうち、特定日特定法務局が特定公証人を指導したことを開示請求者に回答したメール」に記録された審査請求人に係る保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、訂正を求めるものである。

処分庁は、開示した保有個人情報の内容が事実でないとはいえないとして、不訂正とする原処分を行ったところ、審査請求人は、訂正請求書どおりの訂正を求めている。

これに対し、諮問庁は、訂正対象とされる情報は訂正請求の対象とはならないなどとして、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されているところ、その対象は「事実」であって、「評価、判断」には及ばないと解される。

- (1) 本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当する。
- (2) 当審査会において本件対象保有個人情報を確認したところ、本件対象保有個人情報は、審査請求人の特定法務局に対する質問に対し、特定法務局の職員が審査請求人に回答したメールに記録された保有個人情報であると認められ、そのうち審査請求人が訂正を求めるのは、審査請求人の2つの質問に対する特定法務局のそれぞれの回答の部分（以下「訂正請求部分」という。）と認められる。
- (3) 審査請求人は、訂正請求部分について、その全てを審査請求人が主張する特定の文言に訂正することを求めているところ、当該部分は、審査請求人からの質問に対し、特定法務局の職員が評価・判断した内容を審査請求人に対する回答として記録したものであると認められる。そうす

ると、訂正請求部分に記録された保有個人情報は、当該職員の「評価・判断」に係るものであって、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するものとは認められない。

(4) したがって、本件訂正請求は、法27条1項の対象となる「事実」に該当せず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、不訂正とした原処分は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史